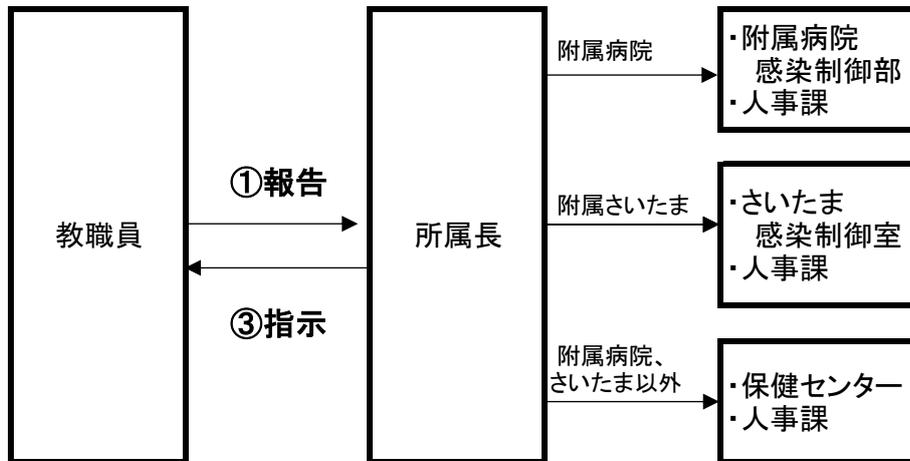


新型コロナウイルス感染症に係る報告の流れ

②報告 (Googleフォーム)



① 教職員は、教職員本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合や同居家族等が新型コロナウイルス感染症と診断され、濃厚接触が疑われる場合は、感染状況を所属長に報告

② 所属長は、Googleフォームにて、所属、職名、氏名、発症日を入力し報告

附属病院 <https://forms.gle/>
 附属さいたま <https://forms.gle/>
 附属病院、さいたま以外 <https://forms.gle/>

③ 所属長は、教職員に対して、就業制限又は自宅待機となる日数を指示

【就業制限又は自宅待機となる日数】

	本人が感染した場合	濃厚接触が疑われる場合
附属病院	発症日0日として原則10日間待機(就業制限) 但し、感染状況や職員の就労等の状況により、感染制御部(附属病院)、感染制御室(さいたま)の判断により待機期間を短縮する場合がある。	陽性者と同居のままでも十分な対策を講じることができれば、対策を講じた日を0日目として原則5日間自宅待機。(家庭内における感染対策の状況については所属長が判断) 但し、感染状況や職員の就労等の状況により、感染制御部(附属病院)、感染制御室(さいたま)、保健センター(附属病院、さいたま以外)の判断により待機期間を短縮する場合がある。
附属さいたま	なお、発症2日前までの院内における濃厚接触者の有無を確認し、濃厚接触者が確認された場合は、右記に準じたの対応をとること。	
附属病院、さいたま以外	発症日を0日として7日間待機(就業制限) また、発症2日前までの学内における濃厚接触者の有無を確認し、濃厚接触者が確認された場合は、右記に準じた対応をとること。 なお、病院ゾーンへの立ち入りは10日間控える。	